

平成29年度 第1回八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会  
会議録

開催日 平成29年5月11日(木) 午後2時から午後3時55分  
開催場所 八王子市役所 議会棟 全員協議会室

出席者氏名

【委員】

松田恵示、片山弘道、大塚充、清水真紀、島本一男、塚本秀雄、逸見由紀江、川島弘嗣、三浦佐知子、記野邦彦、守屋和広

【事務局】

安間教育長、廣瀬学校教育部長、山下指導担当部長、野村総合教育会議専門管理官、中村指導課長、佐藤統括指導主事、丸山経営計画第二課長、加藤指導主事、北川指導主事、松井指導主事、金子指導課主査、吉沢指導課主任、嶋崎指導課主事

欠席者氏名

佐々木祥乃、木村恵子、中島功

次 第

- 1 教育長挨拶
- 2 自己紹介
- 3 趣旨説明
- 4 委員長、副委員長選出
- 5 委員長、副委員長の挨拶
- 6 会議録署名委員の指名
- 7 説明・現状報告
  - (1) 「いじめを許さないまち八王子条例」の理念及び市民等から寄せられた意見
  - (2) 八王子市いじめに関わる状況について
- 8 意見交換

公開・非公開の別

公開

傍聴人数

2名

#### 配付資料

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ いじめ防止等に関する考え方について
- ・ 平成 27 年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査
- ・ いじめを許さないまち八王子条例
- ・ 八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会規則

## 会議の内容

中村指導課長

(事務局より、配布資料について確認)

廣瀬学校教育部長

それでは定刻ですので、第1回八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会を開催させていただきます。本日はお忙しい中ご参加いただきまして、また、快く委員をお引き受けいただきまして、本当にありがとうございます。私、学校教育部長の廣瀬勉と申します。

よろしく願いいたします。

それでは着座にて進めさせていただきます。

初回の会議でございますので、委員長が決まるまで、私が会を進行させていただきます。

これより、教育長より、委員の皆様へ委嘱状を交付させていただきます。委嘱の期間は平成29年5月1日から平成31年4月30日までです。

それでは教育長よりお願いいたします。

### 【委嘱状交付】

廣瀬学校教育部長

それでは、教育長よりご挨拶をお願いいたします。

安間教育長

みなさま改めまして、こんにちは。大変お忙しいところお集まりくださいまして、ありがとうございます。ただいま委嘱状をお渡しさせていただきました、八王子市教育委員会教育長の安間英潮でございます。平成29年度第1回八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会に大変ご多忙の中を、ご出席賜りまして、本当にありがとうございます。開催に際しまして、私から、一言ご挨拶を申し上げます。本市教育員会は、昨年度まで、八王子市いじめ防止対策推進会議を開催し、市または八王子市立学校におけるいじめ防止等のための対策に関する事項、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項、その他、いじめ防止等のための対策の推進に必要な事項について、協議をしてまいりました。八王子市いじめ防止対策推進会議では、委員の皆様方から大きく2点意見をいただきました。一つは学校、地域、家庭、関係機関は情報を共有して、いじめに関する情報があつた場合には迅速に連携して対応する。2点目として、子どものいじめ防止に関わるものはいじめは絶対に許さないという認識のもと、一過性な取り組みではなく、永続的な活動を行っていく必要があるということ。

更にもう一つ、学校や教育委員会には相談しにくい場合があると考えられるので、教育

委員会の相談窓口以外の相談窓口が必要など、様々なご意見をいただいたところでございます。これに加えていじめ防止対策に関する検討会や中学生サミット、また市政モニターアンケート結果、パブリックコメント、こういったことを通じて多くの市民の皆様からいただいたご意見を踏まえ、この4月1日に、いじめを許さないまち八王子条例を施行したところでございます。教育委員会といたしましては、この条例の施行を受けて、いじめの防止などのための対策を実効的に行うために、この八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会を新たに設置したところでございます。本委員会はいじめの防止などのための対策、推進について、調査、審議をしていただくものでございます。委員の皆様には積極的なご議論をいただき、本委員会の運営につきましてご協力をいただきたいと思います。次回の対策委員会において基本的な方針について、諮問をさせていただきたいと思っておりますので、その際はよろしくお願いたします。皆様方のお力をお借りして、八王子の子どもたちの中から、いじめ問題を一切なくしてまいりたいと強く願っておりますので、ご協力をよろしくお願いたします。本日はどうもありがとうございます。

#### 廣瀬学校教育部長

教育長は公務のためここで退席をさせていただきます。

なお、佐々木委員、中島委員、木村委員より、本日欠席される旨の連絡をいただいております。出席委員は11名でございますので、過半数が出席しておりますので、委員会は無効に成立しております。

それでは、恐縮ですけれども委員の皆様より自己紹介をお願いしたいと思います。お名前と活動や業務内容についてひとことで結構ですので、ご紹介いただければと思います。順番は名簿順でお願いします。

まず、松田委員より願いたします。

#### 松田委員

東京学芸大学の松田と申します。どうぞよろしくお願いたします。

#### 片山委員

弁護士の片山と申します。多摩支部の方の弁護士会で子どもの権利に関する委員会として活動しております。よろしくお願いたします。

#### 大塚委員

東京都公立学校スクールカウンセラーとしてお手伝いさせていただいております、大塚充と申します。普段は教育相談室の教育相談員として、下は5・6歳、上は17・18歳の児童・生徒を対象として、普段は心理支援としてお手伝いしております。よろしくお願いたします。

#### 清水委員

警視庁の生活安全部少年育成課八王子少年センターから参りました、清水と申します。

八王子と名前についてはおりますが、管轄は広くて、多摩の西部、町田市や多摩市等々広く持っているというセンターから参りました。実際のところ、扱いはみなさんご存知のとおり、八王子警察署、高尾警察署、南大沢警察署の三署が担当となります。三署連携をとりまして、対応していきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願い致します。

#### 島本委員

諏訪保育園園長の島本と申します。保育の世界に入りまして、38年保育一筋でやっています。家庭というその変化をその期間みてまいりました。何かお役に立てればと考えております。どうぞよろしくお願い致します。

#### 塚本委員

みなさんこんにちは。八王子地区保護司会の塚本秀雄でございます。学校担当の委員会を担当させていただいております。よろしくお願い致します。

#### 逸見委員

青少年対策甲ノ原地区委員会の会長をしております逸見と申します。専門職の先生方の中に入って、どのようなことが力になれるかどうかというところなのですけれども、地域の中で子どもたちを見ていて、率直な気持ちをお伝えできればと思っております。よろしくお願い致します。

#### 川島委員

みなさんこんにちは。小学校PTA連合会の川島と申します。ここには顧問となっておりますが、まだかろうじて会長でございます。今度の総会で顧問となります。よろしくお願い致します。昨年度までの会では、PTA連合会から石原さんに参加させていただいていまして、このたび4月で体制が変わるということで私こちらへ参加させてお話しさせていただければと思っております。当然保護者でもありますので、保護者や、まわりの情報、PTA連合会からの話をこの場であげられたらと思います。よろしくお願い致します。

#### 三浦委員

みなさんこんにちは。初めまして。私は中学校PTA連合会から参りました三浦と申します。昨年度までは財津さんが着任されておりましたが、今年から私が参加することになりました。私も運営委員と書いておりますように、子どもが中学校を卒業しまして保護者という立場ではありますが、中学校の方に在籍しておりません。ただ、私の活動としまし

て、地域で、小学校の学校コーディネートをさせていただきながら活動しておりますので、幼稚園、小学校、中学校、高校までの連動した地域との関わり、子どもたちの成長を見守りながら、この問題に皆さんと一緒に考えてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

#### 記野委員

みなさんこんにちは、はじめまして。別所小学校の校長の記野と申します。私は小学校の校長会の代表ということでこの席に参加させていただいております。なお、私は4月1日に八王子の別所小に赴任しました。住まいは八王子ですが、八王子の学校に勤務するのは初めてでございます。ただこの資料にもありますように、平成27年の問題行動調査にありますように小学校のいじめの認知件数は増加傾向にある、確実に増加しているということでございます。早期発見、そして早期対応、早期解決に向けた取組が、やはり地域と保護者の方、またすべての方と連携をしていかないと、この小さな芽を摘んでいけないのではないかなと思っております。色々またご意見いただきまして、また校長会に持って帰りたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

#### 守屋委員

こんにちは。恩方中学校の校長の守屋でございます。昨年に引き続きよろしくお願ひいたします。私の方は、今学校という現場で、どういう取組をしているのか、それから、中学生の実態はどうかというようなことを参考に発言をさせていただければと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

#### 廣瀬学校教育部長

ありがとうございました。どうぞよろしくお願ひいたします。それではこの委員会の趣旨説明を山下指導担当部長からご説明をさせていただきたいと思ひます。

#### 山下指導担当部長

みなさまこんにちは。学校教育部指導担当部長の山下でございます。学校教育部は廣瀬学校教育部長と、私は指導担当部長で、教員系の部長となります。都から派遣される形で、教育指導ということで取り組んでいるということでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、この委員会の趣旨説明ということで、私の方から簡単にご説明したいと思ひます。

平成29年4月1日施行の「いじめを許さないまち八王子条例」の制定を受け、八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会を設置しました。対策委員会の委員は、学識経験を有する者、法律、医学、心理、福祉等の専門的知識を有する者、警察関係者、地域関係者、

保護者代表、学校関係者等で構成するとなっておりますので、本日このようにお集まりいただいたということでございます。「いじめを許さないまち八王子条例」第10条では、いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項について方針を定めるとしております。対策委員会は、その方針に基づくいじめの防止等のための対策を実行的に行うということでございます。対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申するとなっておりますため、先ほど教育長よりあいさつがございましたが、次回の対策委員会で諮問をさせていただきたいと考えております。またこの委員会は必要があるときは教育委員会に意見を述べることができます。

対策委員会は、市立学校において法第8条第1項に規定する重大事態が発生したときは、調査を行って、その結果を教育委員会に報告いたします。なお、対策委員会の委員の任期は2年と定められております。

簡単ではございますが、本委員会の趣旨についてご説明をさせていただきました。

廣瀬学校教育部長

次に事務局より自己紹介をします。

#### 【事務局自己紹介】

廣瀬学校教育部長

それでは次にこの委員会の委員長と副委員長を選出したいと思っております。いじめ問題対策委員会規則第4条第2項では、委員長及び副委員長は委員の互選によりこれを定めるとなっております。ご意見はございますか。

特にご意見がないようでしたら、事務局案をお示ししたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

「異議なし」の発言あり

廣瀬学校教育部長

それでは、事務局案としましては、学識経験者としてお願いをしております、東京学芸大学副学長であります松田委員が委員長に適任かと思っておりますがいかがでしょうか。

「異議なし」の発言あり

廣瀬部長

次に地域関係者としてお願いをしております諏訪保育園園長であります島本委員が副委員長に適任かと思っておりますがいかがでしょうか。

「異議なし」の発言あり

廣瀬部長

ありがとうございます。それではご異論のないようですので、委員長を松田委員、副委員長を島本委員にお願いしたいと思います。それでは、松田委員長よりご挨拶をいただきたいと思います。

松田委員長

あらためまして、みなさんこんにちは。今ご指名いただきました、東京学芸大学の松田と申します。大学では管理職ですので、司会慣れしている程度でございます。委員の皆様方のお力添えをいただきながら、委員会に与えられました使命を全うしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

廣瀬学校教育部長

それでは島本副委員長お願いします。

島本委員

依頼されましたので、充分その責務が果たせるように頑張りたいと思います。よろしくお願いたします。

廣瀬学校教育部長

よろしくお願いたします。それでは、委員長、副委員長には席をお移りいただいて、ここからの進行は、松田委員長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

松田委員長

それでは、あらためまして、委員長ということで司会をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。では早速ではございますけれども、毎回会議録の署名委員をお願いできればと思っております。輪番制といいますか、順番にお願いできたらということで、名簿順でお願いできればと思っております。本日は片山委員にお願いをしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

片山委員

はい、わかりました。

松田委員長

ありがとうございます。それでは、さっそく議事の方に移らせていただきます。では、

事務局より、次第 7 の「いじめを許さないまち八王子条例」の理念及び市民等から寄せられた意見及び八王子市のいじめに関わる状況についてご説明願います。

丸山経営計画第二課長

それでは、いじめを許さないまち八王子条例の理念等についてご説明させていただきます。最初にこの条例を制定いたしました経過につきまして、簡単にご説明させていただきます。

国において、平成 25 年度にいじめ防止対策推進法が制定されまして、全国でいじめ防止について統一した取組を行うように指導がされております。それを受けまして、本市におきましても、いち早く平成 26 年 3 月に、八王子市いじめ防止基本方針を策定し、各学校における取組を行ってきたところでございます。

しかし、その法の施行後にも、他市において、子どもが自ら命を絶つというような痛ましいニュースがなくなることもあり、平成 27 年 10 月の総合教育会議において、いじめ防止対策について議論をした際に、市長がより一層市民の力を集めて、このいじめを防止していくために、条例化をして広く市民に呼びかけたいという決意を示し、条例制定に向けて作業が開始されました。条例の制定にあたり、教育委員会でいじめ防止の条例をつくるために、検討会を作っていただき、有識者の方、また学校関係及び関係機関の方、保護者代表の方に加えて、市民の代表として町会自治会連合会の代表、そしてまた市内にある私学関係者などで構成された、いじめ防止対策検討会で 4 回の議論をいただきました。またその間、素案を作りまして、広く市民にパブリックコメントなどでご意見をいただき、平成 29 年第 1 回市議会定例会に議案を上程し、その中でご審議いただきまして、この 4 月 1 日から条例が施行されております。

この条例につきましては、大きく 3 つの特徴がございます。全体的な部分については、国のいじめ防止対策推進法の流れに沿っておりますが、特徴としては、その 1 つがその対象とする子どもについて、市立学校の児童・生徒に限らず、市内のすべての子どもを対象にしたいと定義しております。そしてまた、いじめが子どもの生活の至る所で起き、なかなか親も学校も目の届かないところで、多くのいじめが行われているという実態があり、より多くの市民の力を借りていじめの早期発見、対処を進めるために、市民の皆様の見守りの力を借りたいということ、市民の役割というものを設けさせていただいております。そして 3 つ目ですが、本市の条例においては、子どもの役割という項目を設けております。これにつきましては、昨年 8 月に行われました、先ほど教育長のお話にもありましたけれども、中学生サミットにおいて、市立中学校の代表生徒が、いじめ防止について、真剣に議論をいただきました。その中で自分たちが行動しなければいじめはなくなるといふ決意を打ち出させていただきました。その思いを受けまして、子どもも自らいじめのない学校生活を実現できるように取り組んでいく仲間である、そしてその思いを条例の中にこめて、子どもの役割という形で記載をさせていただいております。まず条例の名

称でございますが、いじめを許さないまち八王子という名前になっておりますが、これについては、当初いじめを防止する、そしてまたいじめのないまちということを想定しておりましたが、市政モニター、またパブリックコメント等の意見の中でも、またご審議いただいた委員会の中でも、子どもが生活していく中で他者との関わりがある以上、いじめというものはなくならない、それをなくす、根絶するという事は非常に難しいというご意見をいただいております。そして何よりも、いじめがあっても、それをいかに早く発見し、早期に対応して、解消していくか、それが重要だというご意見を多くいただきました。いじめという状態が、いつまでも放置することなく早期に解消していくまちであるべきだということで「いじめを許さないまち八王子」という名称になっております。

条例には、いかに、いじめを早く発見して、苦しんでいる子どもたちをその状態から解放することができるか。そして、子どもたちが一人で悩んでしまうことがないように、身近な大人を含めて周りの人に SOS を出せるように、また周りの人がそれを受け止められるようにという思いで市民の役割を含め、多くの方に協力いただく内容となっています。

もう1つ、パブリックコメントを行った際に市民から寄せられた意見は66名から109件となっております。非常に多岐にわたるご意見や条例の素案に対するご感想をいただいておりますが、その中でも子どもの声にいかに向き合うか、どうやって実現していくかに期待をする。そして、子どもの状態を一早く察知できるような体制、そして市民の見守りの力が必要だというご意見を多くいただいております。そのことを併せて、ご報告させていただきます。簡単ではございますが、条例の説明とさせていただきます。

#### 佐藤統括指導主事

私の方から、いじめの状況についてご報告させていただきます。資料は、「平成27年度児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」でございます。平成27年度という数字は古いデータだと思われるかもしれませんが、問題行動調査は前年度のものを次の年に調査がかかります。平成28年度の調査はまだ文部科学省から市に降りていないので、最新のデータが平成27年度となりますのでご了解ください。では、ご説明させていただきます。ア.本市のいじめの認知件数についてです。平成25年度をピークにやや減っていますが、横ばいといっていい状況だと、とらえています。ただし、この数字を八王子市として良いとするか悪いとするかは、考え次第だと思います。なぜかと言いますと、上に書いてありますいじめの定義を、確認させていただきます。当該児童・生徒が一定の人間関係がある者から、心理的または物理的攻撃を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの。本人がいじめと感じ、学校がその状況を把握した件数を調査するとなっております。その場合、平成27年度小学校132件、中学校166件、合わせて298件となっております。数字が少ない方が良いのか。もちろん、いじめはない方がいいのは当たり前でございます。ただし、先ほどの定義にありましたように、学校がその状況を把握したということを考えますと、いかに教職員が子どもたちの些細な変化・サインに気づくかを考えると、この数

字はある程度の件数があった方が、より子どもたちの現状を見ているのではないかという考え方もできます。イ.1 校あたりの認知件数ですが、八王子市は全国より少ない数字となっておりますが、先ほどの考えから言いますと、これはどうかという疑問も残ります。エ.いじめの態様でございます。冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われることが合計 191 件となっております。仲間外れ、集団による無視をされることが 44 件です。軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりすることが 68 件です。やはり、この内容でも子どもたちの心理的な影響が大きいものと、とらえています。また、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。オ.いじめられた児童・生徒の相談状況についてです。学級担任は 233 件、教職員は 52 件です。相談相手としてはやはり、学校の教職員が多くなっています。次いで保護者や家族が 74 件です。やはり、子どもたちは身近な大人にサインを送っている、助けを求めていると思います。次のカ.いじめられた児童・生徒の特別な対応についてですが、そこに書かれている数字となっております。また、いじめる児童・生徒への特別な対応については、キの欄に記載されています。ク.学校におけるいじめ問題に対する日常の取組につきましては、全校がこの内容について取り組んでいます。しかしながら、内容がどこまで充実しているかは、この後、基本的な方針ができた後に、学校に具体的な取組を示す必要があると思います。

次の児童・生徒の問題行動等の未然防止及び早期解決に向けた取組についてです。教育委員会の取組としては、行政だからできる関係機関との連携だと思えます。関係機関と地域と連携したいじめ防止に向けた取組を行い、また PTA 連合会との協働した取組を行うなどです。児童の放課後の居場所づくりを推進しています。遊び場所がないがゆえに、ストレスが溜まってしまうということがあり、こういうところも推進していきます。また、八王子市独自としまして相談できる大人が一人以上いることを目標にしています。スクールカウンセラーによる小 5・中 1 を対象とした全員面接以外に、相談できる大人がいるかいないかというアンケートを、全児童・生徒に実施しました。いないと回答した児童・生徒に対しては、スクールカウンセラーがどのように大人に相談できるかという相談をしています。また、ここには記載していませんが、昨年度から中学生サミットを開催しています。中学校全校の代表者が集まりまして、いじめ防止に向けて自分たちに何ができるかというテーマを基に、行動指針を決めました。その行動指針を受けて、各学校では、行動指針を具体化するためにどのような取組をするかを、学級会、児童会及び生徒会等で話し合い、実行しています。このような子どもの主体的な取組も行っています。

では、(2) の各学校の具体的な取組ですが、代表的な取組を紹介します。一つは心の教育です。道徳の時間を要とした規範意識、また思いやりや生命尊重についての指導の実施を行っています。また、学級活動においては異学年交流などの人間関係作りを行っています。学校サポートチームを活用して、情報収集をしたり、又は協働した未然防止の取組を行っています。児童相談所、警察、子ども家庭支援センターなどとの連携も図っております。このような取組を、各学校で行っています。状況については以上です。

松田委員長

ありがとうございました。今の 2 件のご説明について、委員の皆さまからご質問等ありましたら、いただければと思います。

片山委員

(1) の条例についてですが、昨年度のパブリックコメントをまとめたものをいただきました。今年度から参加されている方にもあった方が良くと思いますが、皆さんお持ちですか。

松田委員長

事務局、いかがですか。

中村指導課長

委員の皆様のお手元にはございません。お配りすることは可能です。これから、お配りする準備をしますのでお時間ください。

松田委員長

他にご質問ございませんか。

島本副委員長

一点だけよろしいでしょうか。事前に条例を読みましたが、先ほどの説明で、いじめはなくなるものだというパブリックコメントの意見を聞いて、まさしくそうだと思います。そのことが、条例の中にどのように入っているのか、どちらかと言うと根絶したいという印象を受けたので、先ほどの説明にあったものは、どこから汲みとればいいですか。

松田委員長

事務局、お願いします。

丸山経営計画第二課長

この文章を作るときに、いじめが起こらない環境やいじめを見つけた時に、その行為をなくしていくと書かれている部分は、当初検討いただいたときはたくさん記載していました。整理して条例を出す際に、それらのニュアンスが弱まったのではないかと。そこについては議会でも、副委員長と同じようなご意見をいただいています。ただ、いじめた子を非難していくのではなくて、いじめを見つけた場合、まず発見し、その行為を許さないという思いを残しています。

島本副委員長

ありがとうございます。そこの説明を受けた時に、僕の方はストーンと落ちたのですけれども、この条例だけだとなかなか理解できなかつたので、いじめをした子へのケアはどうするのかを突っ込んだ方がいいかと思いました。ありがとうございました。

松田委員長

今後、検討していく際の重要な視点をいただいたと思います。片山委員お願いします。

片山委員

パブリックコメントを見ても同じような事をおっしゃっている方がいまして、いじめ自体は統計上出てくるものではない。そこに対して、どういう対処をしていくのかを考えようと。また、いじめを禁止するだけではなくて、いじめた方が抱えている問題がたまたま、いじめという形で表れたと理解する方も多いと思います。そこに対して、いじめた子が抱えている問題をどのように解決していけばいいのか、基本方針に盛り込みましょうという話をした記憶があります。これから、この会議で詰めていくのかと思います。専門家の皆さんのお知恵をいただきながら、方針として入れていくのかなと思います。

松田委員長

その他、いかがでしょうか。

川島委員

先ほどの説明の中で、八王子市の特徴としては八王子市に関わる子ども全員を対象にしたところと、子どもと市民の役割をうたったところです。子どもの役割は学校の中で考えることが多いと思いますが、なかなか分かりにくいのが市民の役割です。あまりにも漠然としすぎていて、具体的にはこれからだと思いますが、どう市民が関わっていくのかを考えていかなければならないと思います。いろいろな市の資料を隅から隅まで読む方は、意識が高い方なので、そうではない方に対しての啓発が、市民の役割だと思いますので、考えがあるならお聞かせください。そういう保護者に対するアナウンスは、PTA を利用していただくと、話を聞いてくださると思います。ぜひ、情報を我々に降ろしてもらえれば、お役に立てると思います。

松田委員長

ありがとうございます。市民の役割について、事務局からコメントをいただけますでしょうか。

#### 丸山経営計画第二課長

いじめは、SNS を含めて、我々が子どもたちを外から見ているときに気が付けるものやなかなか見にくくなっているものなどいろいろなケースがあります。長い時間生活している学校や家庭でも、子どもの表情から全てを読み取ることは難しいという議論もいただいている。そこで、浮かぬ顔をして毎日歩いている子がいたら、声をかける。後に学校や市に相談していただく。ためらわないで、そういったサインを受け止めていただく。そういった意味で、市民の役割を記載しました。

検討会にも、町会・自治会の代表の方や子どもたちがよく通る商店会連合会の代表の方にもご出席いただきました。多くの人、市民の目で子どもたちを見守っていただくために、そういったチャンネルを使い、広く子どもたちを見守る体制を周知していきたいと考えています。

#### 佐藤統括指導主事

先日、小学校 PTA 連合会にお伺いさせていただきました。この条例や今後の学校の動きについてお話させていただきました。この後、中学校 PTA 連合会にもお時間をいただいて、ご説明をしたいと思います。保護司会の研修会や青少対の会合にも出向きたいと思います。全部の市民とはなかなかいかないと思いますが、より多くの関係機関にこの条例の理念、今後は学校がどういう取組をしていくのか、そして一緒にご協力いただきたいことについてご説明したいと思います。また、リーフレットなど紙だとなかなか読まないという意見がありましたが、広報へ掲載したりリーフレットを作成します。市民向けのシンポジウムも検討しています。いろいろな手段で、発信していきたいと思います。以上でございます。

#### 川島委員

小学校 PTA 連合会で、佐藤統括指導主事と丸山課長からご説明をいただきました。その中で、27 年度の資料の中でいじめの認知件数が多いのが良いのか、少ないのが良いのか話されていましたが、数の増減に一喜一憂しないでほしいというお話をいただきました。ただ、先生がいじめを報告しやすい雰囲気をも市の教育委員会に作ってほしいです。

#### 松田委員長

ありがとうございます。市民の皆さまに対する周知や啓発が中身を伴った場合、どのようにできるかは非常に大きな観点だと思います。

#### 中村指導課長

先ほどのパブリックコメントのまとめを配布させていただきます。

松田委員長

もし、ご質問ないようでしたら意見交換に入りたいと思います。その際は、パブリックコメントをご参照の上、ご意見をいただければと思います。

私も昨年度の会議に参加していました。認知件数の問題ですけれども、文科省が言っていることは定義に基づくいじめは全て報告してください。例えば、算数の授業を並んで受けていて、一生懸命に問題を解いているときに隣の子が解き方を教えたら、教えられた子が「もうちょっとだったのに。どうして教えるの。」と泣いてしまった。この事態は、定義からするといじめです。この基準で件数を数えると、今のような事態は日常的にありますから、ものすごい数になります。そういう形で認知を行って、適切な指導を行うことが大切だと思います。それに非常に準じているのが京都市です。突出して認知件数が多いです。全国平均に対して50～70倍です。だから。件数や認知することについて、この委員会で皆さまからご意見をいただきながら、対策を考えていきたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、意見交換に移ります。次回の委員会で具体的な諮問をいただきます。本日は、次回以降の地ならしをしたいと思います。いじめに関して関心のあることなど意見を聞かせてもらえればと思います。せっかくなので、一言はお声を聞かせてください。もちろん、何回お話していただいても結構です。

塚本委員

いじめの認知件数ですが、主観的に数えているのではなくて、定義があると思います。それが全国的な定義か八王子市独自の定義かわかりませんが、定義について教えてください。

佐藤統括指導主事

いじめの定義は全国で統一されています。当該児童・生徒が一定の人間関係のある者から心理的または物理的な攻撃を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの。本人が、いじめと感じ学校が把握した件数となっています。

塚本委員

件数の多い少ないという数字が、実際に認識していないことについてはやむを得ないとしても、そんなに誤差はないと思いますが。どうでしょうか。

佐藤統括指導主事

本来は誤差がないことが大切だと思いますが、委員長のお話にありましたことをいじめと感ずるか、それとも子どもたちの関係性の中で起こったことで相手が納得したら、いじめから除外するかということがあると思います。教員も本当ならば、サインを見逃さない

ことが大切ですが、ちょっとした子どもの困った表情で気づけるか、見過ごしているのではなくて、気づかないことが起こりうると思っています。

塚本委員

現実の問題を数字に表すことは難しいです。なるべく影で見えない部分をすくい出すことが大切だと思います。

松田委員長

他はいかがですか。

片山委員

先生方にお伺いしたいのですが、平成に入りましてから、いじめの定義が3回変わっています。昔の基準で報告している先生はいるのでしょうか。

守屋委員

平成6年、18年、25年が変わっています。今の定義になってから、いじめの件数は明確になりやすくなっています。私は、校内研修会で最初に定義について話しています。「いじめ総合対策【第二次】上巻」の35ページに変遷が書いてあります。その説明を、全教員にしています。

松田委員長

他はいかがですか。

記野委員

私は今年度、着任したばかりなので、総合教育会議の中で市長から条例を制定するようにというご発言があったと事務局からお話がありましたが、その中で条例を制定するきっかけになった事案があったのでしょうか。あるいは、他の区市町村が制定しているから、制定するのか、教えてください。

野村総合教育会議専門管理官

総合教育会議の中で市長が発言された理由は、先ほど課長が申し上げたように法律はできたけれども、その後も全国で何人もいじめを原因として、自ら命を絶った子どもたちがいて非常に痛ましい。本市でも早期発見・早期対処が必要だと判断されたからだ記憶しています。

記野委員

重大事態があったわけではないということですね。

野村総合教育会議専門管理官

はい、そうです。

島本副委員長

今のご意見で、早期対処の部分でどのような動きがあるのかお聞きしたいです。先生方は忙しく、いじめの報告をして自分のクラスでいじめが起きているとなったら、動かなければならない事態が発生します。そこをサポートするシステムはどうなっていますか。

佐藤統括指導主事

学校の対処につきましては、クラスではなくて学校が組織的に、問題が起きた時は対応します。教員の負担についてですが、些細なことでも、組織的に情報共有するようにお話しています。また、関係機関とつながるようにとお話しています。学校にはサポートチームがあります。多くの学校は学校運営協議会を設置していますので、情報を連携しながら、それぞれの立場でアプローチしていくことを話しています。

守屋委員

全ての学校でいじめ対策委員会を作っています。本校の場合は、週に1回スクールカウンセラーが入りまして、校長、副校長、チーフコーディネーター、生活指導主任や養護教諭も入っています。そして、担任、教諭が気付いた場合はそこに報告します。報告されましたら、まず情報を共有して対策を考えます。

島本副委員長

有効な対策として効果を上げていると理解してよろしいのでしょうか。

守屋委員

時間が限られている中で、事例が多く起こるので、全てに適切に対応できるかはわかりませんが、まず情報共有はできます。特に重大な問題については対応を個々にします。スクールカウンセラーが中心になって、解決策を出していただくことが非常に多くなっています。すぐに対応するようにしています。

松田委員長

他はいかがですか。

### 三浦委員

子どもの役割に関しまして、昨年度中学生サミットが行われまして、私も出席させていただきました。我が子のことで恐縮ですが、我が子も中学生サミットの一員として出席しました。その後に、どのように各中学校に降りていくのか、見ていました。子どもたちが制定したいじめ防止の標語が貼り出されていますが、生徒会活動をしている子どもたちの中では認識がありますが、それ以外の子が認識することが難しいというお話を聞きました。

いかに周知していくかは、中学生の中でも課題ですし、大人の中でも課題だと思います。周知に関しても、考えていきたいと思います。

### 松田委員長

おっしゃるように、本来は届かないといけないところに情報を届けることが一番難しいので、ぜひアイデアや事例をお話していただければと思います。僭越ですが、大塚委員お願いします。

### 大塚委員

せっかくですので、最初は概念的なことを3つの観点からお話します。まず1点目です。いじめはどの集団にも生じるものであるという前提から、スタートすることが現実的だと思います。3人以上の対人関係では必ず生じるという前提で、丁寧に子どもたちを見ていくことが大事です。2点目は、いじめに対するアプローチはミクロの視点とマクロの視点があると思います。対個人で必要に応じて、カウンセリングや指導を行うことです。集団に対する、たとえばクラスやグループなどに対してエンカウンターグループ等、諸々なアプローチがあります。

3点目としましては加害児童・生徒に対するケアが必要だと思います。つまりは、いじめを現象としてだけではなく、むしろ、背景から捉えていく必要があると思います。例えば、いじめにおいて加害の生徒が実は、お家でご両親から虐待を受けていた等の事例があります。もちろん、被害者に対しても加害者に対してもケアが必要だと思います。

### 松田委員長

今のお話を受けて、何かございますか。

### 片山委員

昨年度から参加されている先生には何度かお話していますが、弁護士会でいじめの授業をしていて、いじめが危険であることを話しています。止める力はどこにあるのかということ、よくお話しします。被害者本人が「嫌だ」と言うだけでなく、周りの人の力だと思います。ドラえもんで、いじめっ子、いじめられっ子がいるとすると、はやし立てるスネ夫と見守るしずかちゃんのどちらが多いクラスが、いじめが起きやすいか小学生に話して

います。いじめをしていることに対して、どういう空気をクラスの中に作るのかを知ることが、いじめを防止するために必要ではないかと思えます。

#### 逸見委員

私には学齢期の子どもがいませんし、実際に関わっていないと、あまり意識しません。まずは、市民が条例という八王子市からいじめをなくす動きがあることを、伝えられなければならないと思います。また、デリケートな問題ですので地域の中でも、ごく限られたところでしか、情報が流れてこない。それはある意味では必要なことですが、学校と地域がどれだけ協力できるのかというところは、やはりどれだけ地域と学校が密であるかということがとても大きなことだと思いますので、青少対の立場でできることがあるとすれば、地域の中で風通しのいい学校と地域の関係を作っていくことが、一番大事だと思いました。これからこの委員会に参加させていただいて、地域の中でどういうことができるのかということ、専門の先生方のお話を伺ったうえで、何が必要なかを考えながら、流れを作って皆様にお知らせすることが使命だと思いますので、よろしく願いいたします。

#### 松田委員長

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。お願いします。

#### 守屋委員

恩方中学校の守屋です。先ほどの問題行動調査のオにあるように、教員がいじめを発見するケースが非常に多いと出ていますけれども、教員によっても非常に温度差があり、すぐに気づく教員もいるし、なかなか気づかない、または言ってこられないような教員もいるわけです。それで先ほども紹介した、いじめ総合対策の第二次の上巻にいじめ防止対策のためのチェックリストというのを私が全部教員に実施しました。すると、いじめ対策委員会のメンバーを知っていますか？という知らない教員が何人かいる。自分の学校で出しているいじめ防止基本方針についてどのくらい理解しているだろうか、というようなことで温度差が出ている。見ながら、教員に説明して、だんだんやっていって、全部よくできているになればいいかなと思っていますけれども、温度差をなくすような努力をしています。

#### 松田委員長

その他いかがでしょうか。清水委員からも少しご意見いただいてもよろしいでしょうか。

#### 清水委員

幸い、八王子市内でいじめに関する問題ということで、私の耳には入ってきておませ

ん。ご存じのとおり、学校と警察の連携のパイプ役といたしましてスクールサポーターというもの、各警察署に2名から3名配置をさせていただいておりますので、いじめ対策委員会には入っていないのかもしれないのですが、今後ともスクールサポーターが各学校へお邪魔をいたしまして、小さな情報から頂戴して、それを警察署の方へ持ってくるという仕事をしております。よろしければ、大きな問題になる前に、連絡をいただけたらと思いますので、今後とも連携していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

松田委員長

ありがとうございます。その他ありませんでしょうか。

記野委員

逸見委員がおっしゃっていた、条例の中の市長の責務である第4条3項に「市長は、いじめが子どもの心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談体制、救済制度その他いじめの防止等のために周知が必要な事項について、広報その他の啓発活動を行う責務を有する。」とうたわれています。今後、何か条例に関しての広報活動や啓発活動が市民に対して考えられていることがあるのか、教えてください。

丸山経営計画第二課長

相談体制は教育長の話にもありましたが、教育相談などの学校による受付の他に、市役所や教育委員会に相談しにくい場合、別の相談窓口を設けることを考えています。5月15日号の広報にその窓口と条例を施行したことを、記事に載せています。また、市民向けにパンフレットを作り、町会等で家庭にも周知します。統括指導主事のお話にもありましたが、市民向けに条例についてのシンポジウムなどの周知の場を作りたいと思っております。

島本副委員長

「いじめを許さないまち八王子」と聞くと、かなり強いニュアンスを受けます。子どもにとって、いじめを許さないまちを作るから安心するようにといった広報をしていただければと思います。

松田委員長

広報の話は、大きな観点なので、しっかり考えていきたいと思っております。  
その他、いかがですか。

片山委員

国立市が作ったパンフレットを回覧させていただいてもよろしいでしょうか。

松田委員長

お願いします。

逸見委員

条例は児童・生徒についてうたわれているので、小学校・中学校が対象だと思いますが、子どもたちは幼稚園・保育園から集団生活をします。その時に家庭も含めて、人に対してどのようなことがダメなことか、良いことなのかを年代に応じて学んでいくことが大事だと思います。確認ですが、条例は児童・生徒以外は対象ではないのでしょうか。

丸山経営計画第二課長

条例について基本となった国の法律も、児童・生徒を意識して作られています。幅広い対象にするという意見をいただいていたのですが、小さな子に些細なことをいじめだからやってはいけないと伝えるよりは、相手の気持ちを考えることで対応すべきだと思います。子どもに分かる言葉で対応していく。発達段階に応じて、指導の方法が変わっていくので、未就学の子に同じように接するのではなく、条例の対象を絞っています。

逸見委員

条例は予防の観点よりも、ことが起きた時にどう対応するかということではないですね。

いじめが子どもの関わる集団の中で起こらないことを前提とした条例ですか。

丸山経営計画第二課長

私の説明の中で、早期発見・早期対処を強調しましたが、学校の中で子どもたちがいじめのない学校生活を実現していくことを考えることも含めまして、いじめが起きない環境を求めていくことは条例の中にも考えとしてあります。相手の気持ちを理解することを学校を含め取り組んでいくこととなります。法の趣旨から、どうしても対処の話が多くなりますが、みんなが理解して、いじめの雰囲気なくなるように目指していかなければならないと思います。そのための準備もしていく条例と思っています。

島本副委員長

今は幼稚園も学校教育に含まれています。保育所や認定こども園も同じで、道徳性や規範性の芽生えを幼児期に育てるよううたわれています。いじめとしてとらえると、子どもたちの気づきの場にならないので、いじめという言葉は使いません。

松田委員長

いろいろご意見をいただきましたが、もし他にないようでしたら終了させていただきます

す。本日の内容は以上ですので、事務局に本日のお話を取りまとめていただきまして、皆様にお示しします。進行を事務局に戻します。ありがとうございました。

中村指導課長

松田委員長、ありがとうございました。

次回の日程をお知らせします。次回は6月22日(木)14時からを予定しています。詳細につきましては、後日お知らせします。皆さま、長時間ありがとうございました。第1回問題対策委員会を終了させていただきます。

会議録署名人 平成 年 月 日 署名